

# 「ひふみ投信」のお取引にかかる税金について

## 特定口座のご案内

### NISA(少額投資非課税制度)のご案内

#### 目次

- はじめに (以下 I・II・III・IVの概要) . . . . P. 1
- I : 「ひふみ投信」のお取引に係る税金について . . . . P. 2~3
- II : 特定口座とは? . . . . P. 4~5
- III : NISA (少額投資非課税制度) とは? . . . . P. 6
- IV : 特定口座の開設方法 / NISA の申し込み方法 . . . . P. 7

このご案内は、平成 27 年 12 月 24 日現在の制度や情報に基づいて作成しております。

また、この税金に関する情報は、個人のお客様に適用される税務上の概略等の一般的な説明をするために作成したものです。

実際の税務上の質問および取扱方法等は、最寄の税務署あるいは税理士にご相談ください。

レオス・キャピタルワークス株式会社

お問い合わせはコミュニケーション・センターまで  
TEL : 03-6266-0123 (平日 9~17 時) E-mail : cc@rheos.jp

## I：ひふみ投信の取引にはどのような税金がかかるの？

「解約」・「償還」により利益が発生した時や収益分配金が支払われた時、これらは課税の対象になります。

	① 解約して利益が発生した時 (※1)	② 収益分配金が支払われた時
税制上の取扱い	利益は譲渡所得として取扱われる (上場株式の売買益と同じ取扱い)	配当所得として取扱われる (上場株式の配当金と同じ取扱い)
納税方法	原則として、お客様による確定申告が必要 特定口座(源泉徴収を選択する)の開設等、一定の条件を満たせば確定申告を不要とすることができます	確定申告は原則不要
	NISA(少額投資非課税制度)口座で買付された分については、5年間非課税です	
税率	平成26年～平成49年は 20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)	

※1 償還の場合も含まれます

(注) 税率等は平成27年12月1日時点での制度に基づいた内容です。今後の税制改正等により変更になる可能性があります。

詳細は2・3ページをご参照ください

## II：特定口座でひふみ投信を管理すると「確定申告」の手続が簡単になります！

本来、投資信託を解約して利益が生じた際には、お客様による確定申告が必要となります。特定口座とは、投資信託や上場株式の売買で生じる利益について、確定申告に係るお客様の事務負担を軽減するために導入された制度です。

特定口座を開設する際には、「源泉徴収を選択する」もしくは「源泉徴収を選択しない」のいずれかをお選びいただけます。「源泉徴収を選択する」特定口座を開設されると、解約時の利益に対する税金を当社がお客様に代わって納めたり、解約時の損失と分配金を通算することで、お客様による確定申告を不要とすることもできます。

特定口座を開設されない場合、「一般口座」での取り扱いになります。  
一般口座で「ひふみ投信」を解約された時は、お客様ご自身が年間の譲渡損益を計算し、利益に対する税金を確定申告して納めます。

詳細は4・5ページをご参照ください

## III：2023年まではNISA(少額投資非課税制度)がごさいます

NISA口座を開設すると、毎年120万円までのお買付に対して、5年間、譲渡益・分配金が非課税になります。NISA口座は1年につき1つの金融機関でのみご利用ができます。

NISAは日本国内にお住いの20歳以上の個人のお客様が対象です。

詳細は6ページをご参照ください

## IV：特定口座やNISA口座を申し込む方法は？

特定口座は総合取引口座申込書に兼ねている「特定口座開設届出書」の欄で、設定ができます。

NISA口座は、総合取引口座を開設後に、所定の届出書をご提出いただくとご利用になれます。

詳細は7ページをご参照ください

# I : ひふみ投信のお取引にかかる税金について

「解約」により利益が発生した時や分配金が支払われた時、これらは課税の対象になります。

- ・ **解約で生じる利益は「譲渡所得」として取り扱われます。**  
 上場株式の売却で生じる利益と同じ取扱いになります。  
 確定申告を行えば、上場株式や他の投資信託の売却損益と通算が出来ます。
- ・ **収益分配金は「配当所得」として取り扱われます。**  
 上場株式の配当金と同じ取扱いになります。確定申告をして申告分離課税を選択すれば、投資信託の換金(解約)・償還や株式の売却で生じる損失と相殺できます。
- ・ NISA口座を開設すると、毎年120万円までのお買付に対して、5年間、譲渡益・分配金が非課税になります。(P.6をご参照ください)

## 「ひふみ投信」の解約により利益が発生した時 (※1)

所得区分	「譲渡所得」として取扱われます。利益が出た場合には、原則として確定申告が必要になります。		
税率	譲渡益に対して 平成26年～49年 20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)		
納税方法	特定口座 (源泉徴収を選択する)	確定申告は不要 (他社取引の売買損益(譲渡損益)と通算する場合には、確定申告が必要)	
	特定口座 (源泉徴収を選択しない)	確定申告が必要 (損益計算は当社が行なうので、確定申告は簡便)	
	一般口座	確定申告が必要 (損益計算もお客様ご自身で行なう)	
	NISA口座 (少額投資非課税制度)	5年間(※2)は非課税・確定申告不要	

※1 償還時と同じです。

※2 購入した年を含めて5年目の年末まで

## 収益分配金が支払われた時

所得区分	「配当所得」として取り扱われます。		
税率	普通分配金(※3)に対して、下記の税率を源泉徴収 平成26年～49年 20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)		
納税方法	特定口座(源泉徴収を選択する)	確定申告は原則不要 ※4	
	特定口座(源泉徴収を選択しない)		
	一般口座		
	NISA口座(少額投資非課税制度)	5年間(※5)は非課税・確定申告不要	

※3 収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」の区分があります。詳しくは、交付目論見書(投資信託説明書)をご参照ください。

※4 確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損と損益通算を行なうことができます。

※5 購入した年を含めて5年目の年末まで

損益の通算可能な範囲について（2016年～）

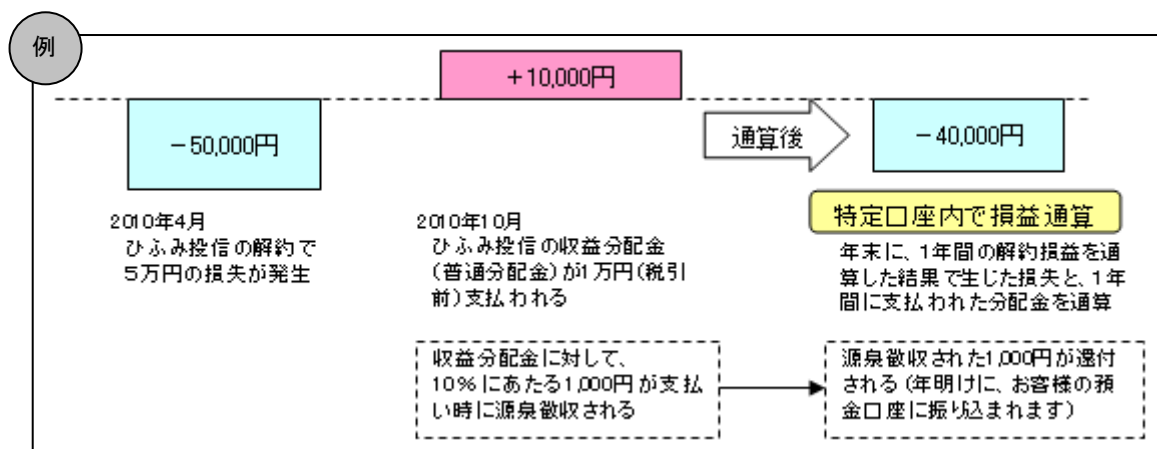
ひふみ投信の換金（解約）に伴う損益は、同年に発生した他の株式投資信託・公社債投資信託・上場株式・公社債の売買損益や償還差損益、ひふみ投信などの株式投資信託や公社債投資信託の「収益分配金」・株式の「配当金」・公社債の利子と相殺できます。  
 なお、NISA（少額投資非課税制度）口座との損益通算はできません。

	「ひふみ投信」の換金で生じた利益	他の株式投資信託・公社債投資信託・公社債の換金や上場株式の売却で生じた利益	「ひふみ投信」の収益分配金（普通分配金）	他の株式投資信託・公社債投資信託の収益分配金、上場株式の配当金および公社債の利子
「ひふみ投信」の換金で生じた損失	通算可能 （特定口座を開設している場合は、当社で通算）	通算可能 （確定申告が必要）	通算可能 （★）	通算可能 （確定申告が必要）
他の株式投資信託・公社債投資信託・公社債の換金や上場株式の売却で生じた損失	通 算 可 能 （確定申告が必要）			

★ 「ひふみ投信」の収益分配金と「ひふみ投信」の換金で生じた損失の通算について

＜“源泉徴収を選択する”特定口座の場合＞

分配金を特定口座に受入れて、特定口座内で通算できます。そして、分配金から源泉徴収された税金が当社を通じて還付されますので、確定申告を不要とすることができます。



＜源泉徴収を選択しない特定口座や一般口座の場合＞

お客様が確定申告を行なうことで、通算して、分配金から源泉徴収された税金の還付を受けることができます。

【注意事項】

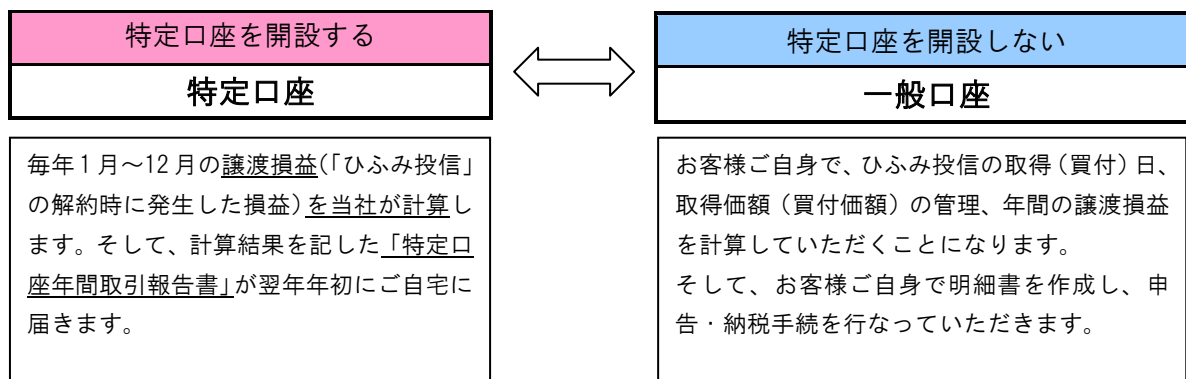
- ・確定申告を行なうことで、配偶者控除等の各種所得控除が受けられなくなったり、国民健康保険料（税）および医療費負担割合が増加するなどの影響がでる可能性があります。
- ・この課税上の取扱いに関する情報は、平成27年12月1日時点での制度・情報にもとづいて作成しております。今後、税法が改正された場合には上記の内容が変更になる場合があります。  
 この課税上の取扱いに関する情報は、一般的な税務上の説明を目的としております。実際の税務上のご質問およびお取扱方法などは、税務署あるいは税理士にご相談ください。
- ・損益通算制度のご説明のため、「ひふみ投信」が分配を行なう場合の例を記しておりますが、分配を行わないこともありますのでお含みおきください。なお、「ひふみ投信」は分配金再投資専用の投資信託です。

## Ⅱ： 特定口座とは？

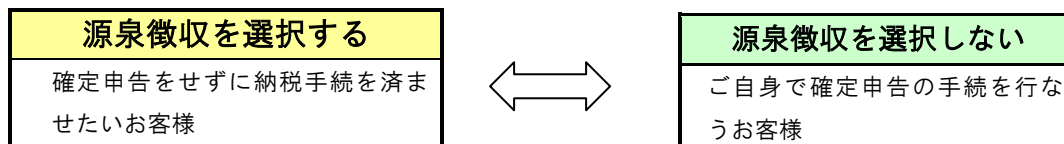
投資信託や上場株式の売買益に対する課税について、お客様の確定申告に係る事務負担を軽減するために導入された制度です。

本来、上場株式や投資信託を売却（解約を含みます。）した際には、お客様自身で1年間の損益を計算して、利益があればお客様が確定申告・納税を行なう必要があります（確定申告時期は翌年2月中旬～3月中旬）。

①「特定口座を開設する」・「特定口座を開設しない」のいずれかをお選びください。



② 特定口座を開設する場合、税金の徴収方法をご選択ください。



A： 「源泉徴収を選択する」

- 解約のつど、年初から通算した損益が計算され、利益（譲渡益）に対する税金が当社で徴収されてお客様に代わって税務署に納められます。  
（損失が出た場合には、超過徴収された金額がお客様に還付されます。）

- 収益分配金（普通分配金※）が支払われた場合、特定口座へ受け入れて特定口座内の譲渡損失と通算できます。（分配金から源泉徴収された税金が還付されます。）

※普通分配金につきましては、8ページをご参照ください。

▼  
**確定申告を不要とすることができます。**

ただし、他社の取引で生じた譲渡損益や分配金・配当金と通算する場合は確定申告が必要です。

B： 「源泉徴収を選択しない」

損益計算は当社で行ないませんが、年間を通じて利益が発生した場合の納税は、お客様自身に行なっていただきます。

特定口座（2種類）の開設の有無による違い

特定口座を開設されない場合、「一般口座」での取り扱いになります。

	特定口座		一般口座
	A：源泉徴収を選択する	B：源泉徴収を選択しない	
年間の損益計算	不要（当社が計算）		お客様ご自身で計算が必要
解約時の利益に対する税金	当社が徴収して納税 (取引の都度、当社が税額を計算します)	納税はお客様が行なう	
分配金と解約損の通算	特定口座内で通算 (普通分配金から源泉徴収された税金が、翌年年初に還付されます。)	通算可能 (確定申告が必要です)	
年間取引報告書	交付される		交付されません
確定申告	原則不要	必要 (年間の解約を通じて利益が出た場合)	
	※ 1年間(1月1日～12月31日受渡)の売買損益(譲渡損益)を合計した結果、損失が残った場合には、その損失金額を翌年以降3年間にわたり繰り越すことができます。この場合には確定申告が必要です。		
	※ 他社取引の売買損益(譲渡損益)と通算される場合には、確定申告が必要です。当社で交付する「特定口座年間取引報告書」があれば、比較的簡単に手続きができます。	※ 他社取引の売買損益(譲渡損益)と通算される場合には、確定申告が必要です。	
メリット	お取引のつど、当社が税金を徴収し、お客様の代わりに税務署に納めます。 <b>原則として、お客様は確定申告が不要</b> となります。	当社で年間取引報告書を作成いたしますので、 <b>お客様の確定申告は簡単になります。</b>	
こんな方におすすめ	・できるだけ確定申告の手続をしたくない。 ・損をした時だけ確定申告したい。	・他社取引と損益通算をしたい。 ・確定申告の事務負担を軽減したい。	・他社取引と損益通算をしたい。 ・損益計算はご自身で行ないたい。

上記はあくまでもご参考であり、最終的なご選択はお客様自身でご判断くださいますようお願いいたします。

【ご注意事項】

- ・ 当社では、特定口座を開設した後の買付けは、原則としてすべて特定口座で行なわれます。

NISA（少額投資非課税制度）口座でのお取引については、P6をご参照ください。

- ・ 特定口座を開設する前に一般口座で買った「ひふみ投信」は、特定口座を開設しても一般口座で管理されます。

法令上、現在一般口座の残高を特定口座へ移動させることはできません。  
取得単価は一般口座と特定口座で別々に管理されますので、ご注意ください。

- ・ 「源泉徴収を選択する」特定口座を通じて「ひふみ投信」を解約する際、受け取る金額を指定した注文は出来ません。

当社では、解約金額と取得価額を比較して損益を計算してから、所得税・地方税の徴収や還付を行ないます。  
このため、税金が徴収された場合には、解約注文時に指定された金額と異なる金額が送金されることがあります。



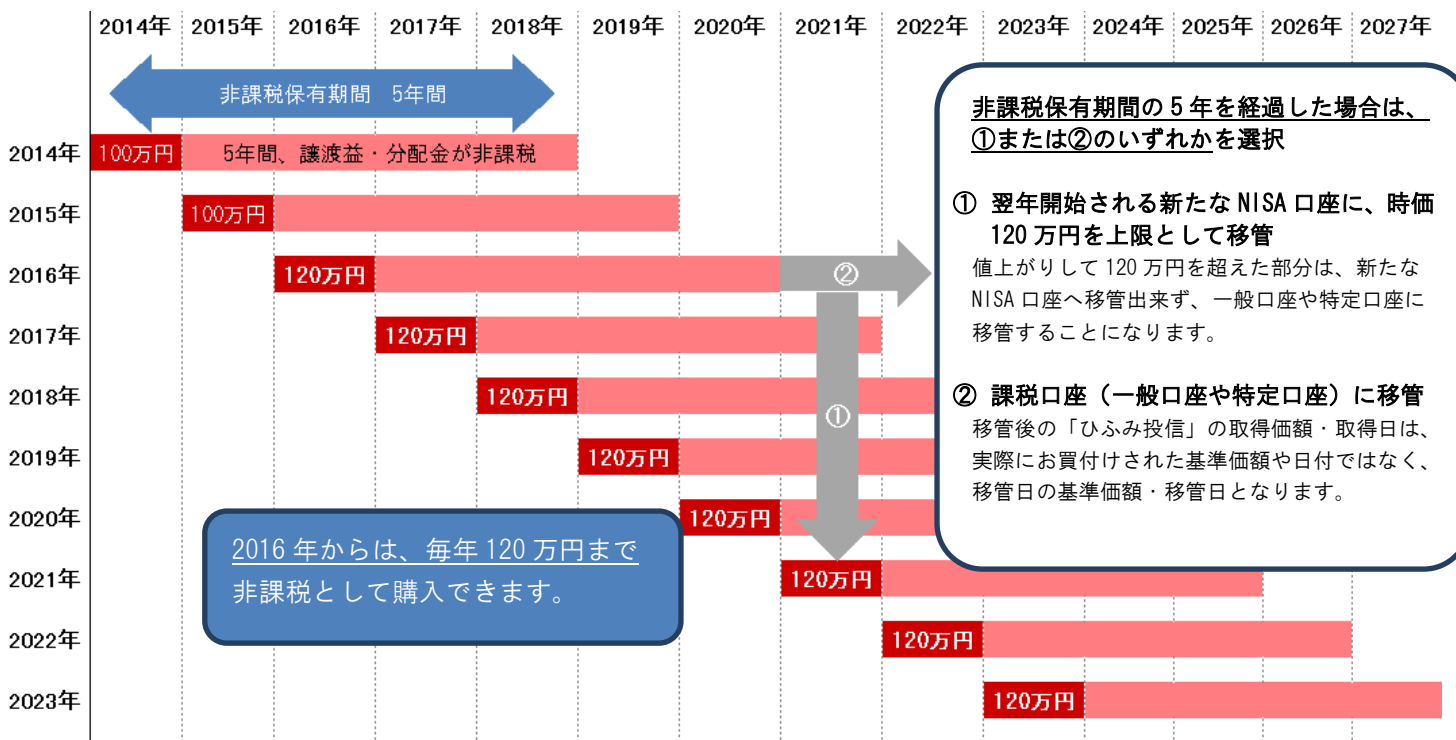
### Ⅲ：NISA（少額投資非課税制度）口座とは？

毎年 120 万円を上限とした株式・公募株式投資信託の新規購入分に対し、その譲渡益（売却益）や配当・分配金を 5 年間非課税にする制度です。下記内容は、NISA は日本国内にお住いの 20 歳以上の個人のお客様が対象です。

NISA 口座の制度は、2014 年から 2023 年までの 10 年間、設けられています。

例：ひふみ投信で NISA 口座を開設し、2016 年に NISA 口座で毎月 2 万円の積立投資（定期定額引落とし購入）と 50 万円の振込購入をした場合・・・  
 $2 \text{万円} \times 12 \text{ヶ月} + 50 \text{万円} = 74 \text{万円}$  で購入したひふみ投信に関しては、2020 年まで、解約（換金）した時の譲渡益と普通分配金に対して課税が行われません。

NISA 制度のイメージ図



- ・ NISA 口座での年間の買付金額が 120 万円を超えなかった場合、残りを翌年に持ち越すことは出来ません。1 年間に利用できる非課税枠は 120 万円に限られます。
- ・ NISA 口座で買付後に解約（換金）した後、その枠の再利用はできません。
- ・ 分配金再投資も買付金額に含まれます

ひふみ投信での NISA ご利用ルール

- ・ 「定期定額引落とし購入」では、自動的に、NISA 口座でお買付が行なわれます。
- ・ 「振込購入」では、NISA 口座でのお買付をご希望の場合には、お振込の銀行手続きの際に、振込依頼人名に NISA と追記していただきます。追記が無い場合には、従来の課税口座（特定口座または一般口座）でのお買付になりますのでご注意ください。

なお、NISA 口座でのお客様の買付申込金額が 120 万円に達した段階で、超過した金額は自動的に特定口座（もしくは一般口座）で買付が行なわれます。

## IV-1：特定口座の開設方法

特定口座は総合取引口座申込書に兼ねている「特定口座開設届出書」の欄で、設定ができます。特定口座の開設や管理費は無料です。

「ひふみ投信」を解約した際に利益ができる場合、利益に対する税金の源泉徴収を「選択する」・「選択しない」のいずれにするか、ご選択ください（両者の特徴等は4・5ページをご参照ください）。法令上、特定口座の開設には個人番号確認書類・本人確認書類のご提出が必要ですが、総合取引口座と同時に申込みをなさる場合、兼用ができます。

### 【ご注意事項】

- ・ 特定口座は金融機関ごとに管理が行なわれています。他社取引での売買損益（譲渡損益）留意と通算される場合には、「源泉徴収を選択する」特定口座をご利用であっても、ご自身での確定申告が必要です。
- ・ 「損失の繰越控除の特例」を利用される場合には、「源泉徴収を選択する」特定口座をご利用であっても、ご自身での確定申告が必要です。
- ・ 特定口座の「源泉徴収を選択する」・「源泉徴収を選択しない」は、年毎に変更ができます。なお、一度でも「ひふみ投信」を解約されたり、分配金を受け取った場合、その年は変更できませんのでご注意ください。

## IV-2：「NISA（少額投資非課税制度）口座」の開設方法

「非課税口座開設届出書」と「個人番号（マイナンバー）確認書類・本人確認書」と6ヶ月以内に発行された「住民票の写し（※）」をご提出ください。

「非課税口座開設届出書」は、コミュニケーション・センター（表紙に記載）までご請求ください。また、総合取引口座開設後に、ひふみ Web サービス画面でダウンロード・印刷もできます。

- ※ 2013年1月1日時点でのご住所と現在のご住所が異なる場合には、他の確認書類が必要になります。
- ※ 他社でNISA口座を開設したことがあるお客様の場合には、「非課税口座開設届出書」と、他社から交付された「非課税管理勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」をご提出ください
- ※ 総合取引口座と同時に申込みをなさる場合、番号確認書類や本人確認書類を兼用できます。

### 【ご注意事項】

- ・ お一人様、1年につき一つの金融機関でのみご利用が開設可能です。  
現在NISA口座をお申込みになると、平成29年（2017年）まで非課税利用枠が設定されます。なお、所定のお手続きにより年ごとに金融機関の変更が可能となります。もし、NISA口座でその年分のお買付をしている場合、その年は他社への変更ができません。
- ・ NISA口座と特定口座・一般口座との損益通算はできません。
- ・ NISA口座で売却した場合、再度その売却部分を非課税枠として利用することはできません。
- ・ 万一、複数の金融機関で重複して申し込んだ場合には、ご希望とは異なる金融機関にNISA口座が開設されることがあります。その場合であっても金融機関の変更はできません。

上記内容は平成27年（2015年）12月1日時点で施行・公表されている制度に基づいたもので、今後の法令の改正等により内容に変更が生じる可能性があります。

未成年の方を対象にしたジュニアNISA口座につきましては、2016年2月以降に受付を開始する予定で準備いたしております。